

第 8 期介護保険事業計画に基づく
介護医療院設置について

第8期介護保険事業計画に基づく介護医療院設置について

第8期介護保険事業計画期間中に介護医療院を設置することとしたが、その取扱いについて下記のように整理した。

1 米沢市第8期介護保険事業計画での取り扱い

第8期計画策定時、介護保険運営協議会で協議の上、介護医療院を60床整備することとし、その上で保険料を算出している。

2 医療療養病床からの転換について

出典：厚生労働省「介護医療院開設に向けたハンドブック」P7

【原則】介護医療院の新設 (一般病床からの移行等含む)	【例外】医療療養病床及び介護療養型医療施設からの介護医療院への転換
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院は介護保険施設の一つであるため、各自治体が介護医療院の必要入所定員総数を設定しています。 ・都道府県知事等は、介護保険施設について、必要入所定員総数を超える場合には、介護保険法第107条第5項等に基づき介護保険施設等の許可等を拒否することができます。(いわゆる「総量規制」の対象となります。) ・まずは、医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による対応を優先した上で、地域の高齢者のニーズや事業者の参入移行等を把握して必要入所定員総数を設定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療療養病床及び介護療養型医療施設が、介護医療院、介護老人保健施設等に転換する場合には、必要入所定員総数の増加分を含まない。</u> ・この取り扱いを踏まえ、介護保険法第107条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否(いわゆる「総量規制」)は基本的に生じない。

(参考)

		計画の制限(総量規制)	
		【新規整備】	【医療療養病床転換】
第8期計画整備床数	60床	○	×

3 募集方法について

第8期介護保険事業計画に基づき、一般財団法人三友堂病院から整備に関する提案を受けている。これを受け県と協議を行い、一般公募とした場合には、総量規制の仕組み上他の事業所の参入の可能性があり、計画で見込んだ以上の床数整備が行われる場合も想定される。よって、一般財団法人三友堂病院との協議により整備を進めることとする。